- 一審被告の控訴に基づき,原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
  - -審原告の請求を棄却する。
- 一審原告の控訴を棄却する。
- 訴訟費用は、第1、2審とも、一審原告の負担とする。

事実及び理由

#### 控訴の趣旨

# -審原告

(1)

- 原判決中、一審原告敗訴部分を取り消す。 一審被告が、一審原告に対し、平成13年1月19日付けでした一審原告 の平成9年分の所得税に係る更正処分のうち、課税総所得金額1億4773万円、納付すべき税額6197万2700円を超える部分を取り消す。
- 一審被告が、一審原告に対し、平成13年1月19日付けでした一審原告 の平成10年分の所得税に係る更正処分のうち、課税総所得金額2億0532万5
- 〇〇〇円、納付すべき税額9162万67〇〇円を超える部分を取り消す。 (4) 一審被告が、一審原告に対し、平成13年4月3日付けでした一審原告の 平成11年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知 処分のうち、課税総所得金額2億2079万7000円、納付すべき税額7450 万6200円を超える部分を取り消す。
- 一審被告が、一審原告に対し、平成13年10月31日付けでした一審原 告の平成12年分の所得税に係る更正処分のうち、課税総所得金額1億2362万 7000円を超え、還付される税額1078万6600円を下回る部分を取り消 す。
- (6) 訴訟費用は,第1,2審とも,一審被告の負担とする。

# 一審被告

主文1及び3と同旨

### 第2 事案の概要

本件は、一審原告がその勤務していた親会社から付与されたストック・オプシ ョンを行使して得た権利行使利益(行使時の株価と権利行使価格との差額に相当す る経済的利益)について、所得税法上の給与所得に当たるか一時所得に当たるか が、主な争点として争われた事案である。

審原告は,日本法人マイクロソフト株式会社(以下「日本マイクロソフト社」 という。)に従業員又は取締役として勤務していた者であるが、その親会社である アメリカ合衆国法人マイクロソフト・コーポレーション(以下「米国マイクロソフ ト社」という。)から付与されたストック・オプションを行使して得た権利行使利 益のうち、平成9年分から平成12年分までのものについて、譲渡所得又は一時所 得として申告又は更正の請求をしたところ、一審被告は、上記権利行使利益が給与 所得に当たるとして、更正処分又は更正をすべき理由がない旨の通知処分及び過少申告加算税賦課処分をした。

そこで,一審原告は,これらの処分が違法であるとして,各処分のうち,上記権 利行使利益を一時所得として計算した金額を超える部分の取消しを求めた。 2 原審は、一審原告の請求のうち、過少申告加算税賦課処分の取消しの請求を認

容し、その余を棄却した。 そこで、一審原告及び一審被告は、それぞれの敗訴部分について、不服として控訴した。

「基礎となる事実」, 「本件各課税処分の根拠に関する当事者の主張」、 3 点」及び「争点に関する当事者の主張」は、原判決の「事実及び理由」の第3から 第6までに記載のとおりであるから、これを引用する。

当審において、一審原告は、信義則違反の主張を追加したが、その主張の ほか、当審において補足された双方の主張は、控訴理由に照らし、適宜、当裁判所 の判断中において摘示することとする。

# 第3 当裁判所の判断

á裁判所は,争点①について,本件各権利行使利益は給与所得に該当し,争点 ②及び③について,本件各更正処分に理由附記の不備及び租税法律主義違反による 違法はないと判断するが、当審で追加された前記の争点について、本件各更正処分 及び本件通知処分に信義則違反の違法はないと判断した上, 争点④については, 本 件各加算税賦課処分には違法がないと判断する。

その理由は、争点①、②及び③については、控訴理由に照らし、そのうち争点①

について後記2のとおり説示を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第7当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用し、当審で追加された争点である信義則違反については後記3に、争点④については後記5に説示する。2 争点①(本件権利行使利益の所得区分)について

(1) 本件ストック・オプションの内容

これでは、 ストック・オプションの付与に当たっては、 米国マイクロソフト社の取締役会において、従業員等の過去における実績、将来に及ぶ同社への長期的貢献及び当該個人が退職した場合の潜在的な影響等の要因が考慮された上、日本マイクロソフト社による人事考課及びその推薦を得て、付与の条件が決定され、被付与者は、その決定に従って米国マイクロソフト社と付与契約を締結することになる。そして、その定に従って米国マイクロソフト社と付与契約を締結することになる。そして、その権利は、付与日における株価を権利行使価格として同社の普通株式を取得すること権利は、付与日における株価を権利行使価格として同社の普通株式を取得することができるもので、遺言又は相続法に基づく方法以外で、ストック・オプション保有者の生存中は、その保有者に限られ、しかも一定期間に限定されている。

イー審原告に付与されたストック・オプションは、米国マイクロソフト社の普通株式を権利行使価格で取得しうる権利であるが、そもそもストック・オプションの行使は被付与者である一審原告に委ねられ、その行使がされるか否かは不確定であるということができる。そして、その権利が行使されたときに、米国マイクロソフト社から一審原告に普通株式が付与されて初めてその経済的利益も実現することになり、一審原告において、権利の行使の時期における株価に従い、行使時点の株価と権利行使価格との差額分を取得し、一方、米国マイクロソフト社においては、その差額分を負担することになり、したがって、経済的にみれば、権利行使利益が米国マイクロソフト社から被付与者である一審原告に移転することになる。

また,上記のストック・オプションは,米国マイクロソフト社から一審原告に付 与されるものであるが、一審原告の日本マイクロソフト社の従業員等の地位と不可 分に結びついたものであって、一審原告が同社に精勤することにより、同社の業績 を向上させ、それを通して、米国マイクロソフト社の事業にも貢献することをもって、同社において、その貢献に報いるとともに、一審原告に対して、ストック・オ ションの行使によって得られる経済的利益を増加させるという目的意識を付与 その目的達成のために日本マイクロソフト社で一層精勤するように動機付ける ことを目的とした長期インセンティブ報酬の一種であるということができる。 本件ストック・オプションの性質について、一審原告は、権利行使利益は含み 益に過ぎず、あくまで市場から得られるものであり、自己株式方式、新株引受権方 式のいずれの場合にも、権利行使時に権利行使利益が付与会社から被付与者に移転 するとはいえないと主張した上、①自己株式方式についていえば、ストック・オプションが将来行使されることにより成立する譲渡の価格については、ストック・オプションの付与日にあらかじめ約定され、権利の行使の際には、被付与者が当該譲 渡価額によって株式の発行を受け,又は自己株式を譲り受けるにすぎず,法人税法 施行令136条の4の規定によって、ストック・オプションを付与した法人側にと って、あらかじめ定められた譲渡価額によって譲渡することが正常な取引条件によ って行われたものとされていることに照らしても、低額譲渡とはいえず、また、付 与会社は、付与契約によって権利行使価格で株式を付与する旨の合意に拘束され

て、自己株式を任意の価格で処分することができないから、付与時以降に自己株式を市場で売却すれば得られたはずの権利行使利益が、付与会社に帰属しているということはできないのであり、②新株発行方式の場合は、付与会社は、あらかじめ取締役会等において所定の手続を経て認められた権利行使価格によって新株を発行するものであるから、権利行使時において、付与会社が未発行の株式の含み益を有していたということはできないと主張する。

しかし、自己株式方式の場合に、付与会社は、ストック・オプションの権利が行使されるまでは、保有している自社株を任意の価格で売却し、含み益を現実化する ことができるものの、権利が行使されたときは、付与契約に基づき、被付与者に対 し、権利行使価格で自社株を譲渡する義務を負い、当該株式が被付与者に移転する それに伴い、付与会社に帰属していた株式の価値(付与後に株価が上昇したこ とによる株式の含み益を含む。)も被付与者に移転するというべきである。なお、付与会社は、権利行使時までに自己株式を調達して、権利行使時にそれを譲渡すれ が見るれば、権利行侯時よでに自己株式を調達して、権利行侯時にてれて縁及すれば足りるから、付与契約後には自己株式を他に任意の価格で売却できなくなるとはいえない。また、新株引受権方式の場合には、権利が行使されたときは、付与会社は、付与契約に基づき、被付与者に対し、新株を発行する義務を負い、当該株式が被付与者に移転するが、それに伴い、当該会社の株式の価値の希釈化が生じうるもののである。 のの、一旦は付与会社に帰属した当該価値が被付与者に移転するというべきであ る。それによって、被付与者には、権利行使利益が発生し、一方、付与会社には、 新株発行により得る資金額が市場価格(時価)での株式発行の場合より少ないことによる差額(権利行使利益)に相当する実質的損失が生じることになる。いずれの 場合も、付与契約の実質は、低額譲渡に当たる。一審原告が指摘する法人税法施行令136条の4は、内国法人が、商法210条ノ2第2項(平成13年法律第79号による改正前のもの)の決議に基づき内国法人とその役員又は使用人との間に締 結された契約によりこれらの者に対して与えられた同項3号に規定する株式譲渡請 求権の行使があった場合における所得の計算について、あらかじめ定められた譲渡 価額(権利行使価額)をもってされた自己の株式の譲渡が正常な取引条件でされた ものとして、当該内国法人のその譲渡の日の属する事業年度の所得の金額を計算す ることを定めているのであって、そもそも本件ストック・オプションとは異なるものである上、法人税課税の合目的性の観点から、法人の会計処理との連動性をも考 慮に入れて、その取扱いを明らかにしたものにすぎず、同施行令の規定が、株式譲 渡請求権の行使時に、権利行使利益に相当する分という経済的利益が付与会社から 被付与者に移転することを否定する趣旨によるものと解することはできない。

したがって、一審原告の上記主張を採用することはできない。

(2)給与所得該当性

ア 所得税法28条1項に、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいうと規定されているが、これによれば、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解される。したがって、ある給付が給与所得に該当するかどうかの判断に当たっては、給与支給者との関係において、何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかが重視されなければならない(最高裁昭和52年(行ツ)第12号昭和56年4月24日第2小記の制法・展集35巻356472頁)。

ということはできないと主張する。 ウ たしかに、前記引用に係る原判決の「基礎となる事実」のとおり、一審原告 は、日本マイクロソフト社との間で雇用契約を締結し、この雇用契約上の地位に基 づいて、その従業員等として、同社の指揮命令に服して労務を提供していたもので あって、その親会社である米国マイクロソフト社に勤務したことはなく、また、本 件ストック・オプションは、日本マイクロソフト社ではなく、米国マイクロソフト 社から付与されたものであり、その行使による権利行使利益も、実質は、米国マイ クロソフト社に属する経済的利益が被付与者である一審原告に移転したものであ

しかし、所得税法28条1項は、俸給、給料、賃金等を掲げて、通常、雇用契約法上の使用者が給付する給与を例示しているが、明文で、第三者から給付されたはのを除外したり、給与所得を使用者から給付されるものに限定しているる有する給与では、かえって、俸給、給料、賃金等の性質を有する給与と同一の性質を有する給与のといる。そもそも、所得をして、延続によって、担税力のである。そもそも、所得を100元では、10種であるという前提に立って、所得を10元では、10種である。それでは、10種である。それでは、10種である。それでは、10種である。それでは、10種である。では、10種である。それでは、10種である。では、10種である。では、10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種である。10種では、10種が、10種では、10種で

本件ストック・オプションは、前記のとおり、一審原告が日本マイクロソ フト社に精勤することにより、同社の業績を向上させ、それを通して、米国マイクロソフト社の事業に貢献したことに報いるために付与され、一方、その行使により 経済的利益を獲得できる権利を与えるとともに、ストック・オプションを行使することによって得られる権利行使利益を増加させることを誘因として日本マイクロソフト社に対して一層の精勤を動機付け、ひいては、米国マイクロソフト社の事業の 成功を一層促進させることを目的とするもので、長期インセンティブ報酬の一種と して位置づけられ、本件ストック・オプションの権利行使をするには、一審原告が 日本マイクロソフト社の従業員等としての継続的な地位を有することが重要な条件 となっている。このように、本件ストック・オプションは、一審原告の日本マイク ロソフト社における従業員等としての地位と不可分に結びついたものであって、日 本マイクロソフト社が米国マイクロソフト社の100パーセント子会社であることを前提にして、一審原告が日本マイクロソフト社の従業員等として精勤してきたことを原因及び条件として付与されるものであり、将来も継続して精勤することが、 その行使を可能ならしめるものであるから,日本マイクロソフト社における一審原 告の労務の提供と親会社である米国マイクロソフト社により本件権利行使利益が給 付されることとの間には、給与所得の要件としての対価性があるというべきであ る。さらにいえば,一審原告の日本マイクロソフト社に対する労務の提供は,スト ック・オプションの付与された後、これを行使できるための原因及び条件であり、 その間、一審原告にあっては空間的・時間的拘束を受け、一方、米国マイクロソフ ト社にあっても、日本マイクロソフト社の親会社という立場で、使用者である日本 マイクロソフト社と一審原告との間における上記の関係を利用し、かつ、その成果 を得ることができる関係にあるから、これをもって米国マイクロソフト社と一審原 告との間には、所得税法上、雇用契約に類する関係があるということもできる。

最後に、対価性についてみると、なるほど、権利行使利益の発生及び多寡は、従業員等による権利の行使に係る判断に委ねられ、しかも、行使時点の株価に従うものであり、その株価といえば、企業の業績のほか、金利、為替、株式の格付け、国際情勢等の不確実な材料が複合的に作用して形成されるものであるから、そもそも偶発的要素に関わるものであり、その上、被付与者が勤務先会社に対して提供して労務の質ないし量とストック・オプションを行使して得られる権利行使利益とは困策は、間接的であり、希薄であって、その間に数量的な相関関係を見出すことは困難ないし不可能であるといわざるを得ない。しかし、権利行使利益の発生及び多家が、被付与者の個人的判断要素に関わる部分があるとしても、その判断要素といえ

ども,あくまで会社と従業員等との間であらかじめ締結された付与契約の内容に従 うものであり、また、複合的要素によって形成される株価に従うとしても、株価の 形成において当該会社の業績がその重要な要素であることは否定し難く、その業績 は、従業員等によって供された労務の集合によって作り出されるものであり、被付 与者による労務の提供もその業績の作出に寄与していることも否めない。そして、 本件のストック・オプション制度の趣旨、目的及びその内容に照らせば、付与会社 である米国マイクロソフト社において、同社の業績を向上させ、その株価に影響を与える一要素として、従業員の業績、将来性等を考慮した上で、子会社の従業員等たる一審原告に対し、ストック・オプションを付与し、一審原告にとっては、労務の提供又は会社の業績に対する貢献に対して会社から支給されたものであり、たと え権利行使利益と労務の質及び量との間に数量的な相関関係が認められないとして も、その発生等にたまたま他の要因が与っているというにすぎず、ストック・オプ ションの被付与者である一審原告の労務の提供の見返りとして給付がされたという 関係が肯定されるから、担税力に質的な相違を認めるべきではないと解され、労務 の提供とその給付との間に対価的関係があるというべきである。付与の時点で給付 額が不確定であり、本件権利行使利益と一審原告の労務の質及び量との間に直接の 相関関係が認められないことをもって、給与所得の要件として要求される労務の提 供とその給付との対価性の要件を否定する主張は、採用の限りでない。 したがって、本件ストック・オプションの行使により発生した本件権利行使利 益は、一審原告の日本マイクロソフト社の指揮命令に服して提供した労務の対価と して米国マイクロソフト社から一審原告に対して給付されたものというべきであ る。

(3) 課税対象としての権利行使利益

ア 一審原告は、本件ストック・オプションについて、権利行使可能時に株式を取得できる法的権利として、それ自体に財産的価値があり、その行使に制約があるとしても、付与会社から付与された時点において、被付与者である一審原告が保有する権利として確定しているのであるから、その付与時に課税されるべきであり、権利行使利益を給与所得の課税対象とするということは、所得税法の解釈上あり得ないと主張する。

所得税法は、所得金額の計算の通則として、その年分の所得の金額の計算上収入金額とすべき金額として、別段の定めがある場合を除き、その年において「収入すべき金額」と定め(36条1項)、現実の収入があった場合のほか、現実の収入がない場合であっても、収入の原因となる権利が確定的に発生したときには、その時点で所得の実現があったものとして、権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するものとしている。

算するものとしている。 本件ストック・オプションは、付与後の継続的勤務等を条件として株式譲渡契約を成立させる権利であって、その行使は、原則として付与された本人に限られ、かも一定期間の労務の提供後でなければすることはできない上、譲渡性がなく、これを取引の対象とする市場も存在しないから、本件ストック・オプションを付与とれたことをもって、担税力を増加させる経済的利得があったものと評価することはできず、また、所得の実現があると評価しうるような収入の原因となる権利を取得したということもできない。イところで、一審原告は、擬似ストック・オプションのうちの成功報酬型ワントにあっては、会社が給与に代えてワラントを無償で支給した時点で、価額相のいて給与所得として課税されることからすると、ストック・オプションの権利行使利益を課税対象とするのは不合理である旨主張する。

たしかに、甲24号証及び弁論の全趣旨によれば、会社が分離型の新株引受権付き社債(平成13年法律第128号による改正前の商法341条ノ8第2項5号を発行した場合に、その後に新株引受権と社債とを分離して従業員等に支給する当受権証券(ワラント、同法341条ノ13)を買い戻して従業員等に支給するものと権証券が支給された時点で、当該新株引受権証券につから、高に置かれることが認められる。しかし、新株引受権証券につから、おは、有価証券上の権利を表象するものとして譲渡性があり、しかも、社債と分配は、有価証券上の権利を表象するものとして譲渡性があり、しかも、社債と分配に、有価証券上の権利を表象するものとして譲渡性があり、しかも、社債とのであるのであることが予定され、その価値を把握するからをあるから、とおり課税され、同時に、当該新株引受権の価額相当部分が権利行使利益に限税されることがのであって、このことをもって権利行使時に発行会社から権利者に経済的利益のであって、このことをもって権利行使時に発行会社が分離型の新株引受権付

転がないことを意味するということはできない。本件ストック・オプションにあっては、証券が発行されず、譲渡性がなく、擬似ストック・オプションと性質が異なる以上、新株引受権証券の場合と異なる扱いがされることがあっても、不合理とはいえない。さらに、譲渡制限された新株引受権であっても、会社との関係では合意違反の問題を生じるものの、ワラント自体の譲渡性を奪うことはできず(前記商法341条ノ8第2項5号)、また、権利行使により経済的利益を得た場合には、所得税法施行令84条3号に基づき、権利行使時に権利行使利益に対し課税されることになるから、上記の結論を左右するものではない。

とになるから、上記の結論を左右するものではない。 ウ 一審原告は、ストック・オプションが相続された場合をとらえて、相続時における株価と権利行使価格との差額について相続税を課すことからすれば、ストック・オプションそれ自体を課税対象にしているというべきであるから、本件権利行使利益が所得税の対象となり得ないと主張する。

(4) 関係法令との整合性

一審原告は、租税特別措置法29条の2の規定が、ストック・オプションについて一般的に行使時に給与所得として課税することを定めているものではない旨主張する。

本件ストック・オプションについては、上記の法令の適用がされないが、その権利行使利益についての所得税法上の所得区分を決定する上において、上記のような商法上のストック・オプションの権利行使利益と異なる取り扱いをすべき特段の事情も認められないから、本件権利行使利益を給与所得として課税対象とすることは、関係法令の規定とも整合性があるということができる。

3 新たな争点(信義則違反)について

(1) 当事者の主張

ア 一審原告は、本件各更正処分が信義則に違反することについて、当審におい て、次のとおり主張する。

ストック・オプションに係る所得の区分について、当時の課税庁において、「回

答事例による所得税質疑応答集」の記載のとおり、一時所得であると認識し、ひいてはその認識が税務官庁の公的見解であったことを一審被告も自認していること、 一審原告は、初めてストック・オプションの権利を行使した平成8年分の所得税の 申告に当たり、一審原告の妻を通じて、藤沢税務署に赴き、ストック・オプション に関する資料をすべて税務署職員に提示して、申告の相談したところ、税務署職員 から譲渡所得として申告するように指導されたので、その指導に従って本件行使利 益を譲渡所得として申告し、平成9年及び平成10年における権利行使利益の申告 に当たっても、一審原告の妻を通じて、事前に税務署に赴き、税務署職員に、ストック・オプションに係る利益が譲渡所得であることを確認した上で申告書を提出し たこと、平成11年分の所得税の申告に当たり、その申告前に、日本マイクロソフ ト社内で会計事務所によるストック・オプションに関する納税についての説明会が 開かれ、以後は給与所得として申告するようにとの助言があったので、一審原告 は、給与所得として申告したこと、その後、一審原告は、課税庁が権利行使利益を 一時所得とする公的見解を表示していることを知ったので、平成9年分及び平成10年分については、譲渡所得から一時所得とする修正申告を、平成11年分については給与所得から一時所得とする更正の請求を、平成12年分については一時所得として申告をしたこと。一家原生は、独設公文等と思いた権利に使利さる。中央方 として申告をしたこと、一審原告は、納税分を差し引いた権利行使利益で 建築することを計画し、自宅建築用の土地を購入するとともに、業者と建築請負契 約を結んで設計も完了し、着工寸前にまでに至ったが、平成13年1月に命じられ た更正処分等によって突如として約2億円もの税金を納めなければならなくなった ため、業者に対し設計料及び違約金を支払って建築請負契約を解除したほか、上記 自宅用土地を売却し、その売却代金を追加納税の資金としなければならなくなった こと、これらの事情によれば、一審原告が一時所得として確定申告等をし、自宅の 建築等の経済的活動をしたのは、いずれも公的見解の表示を信頼したことによるも のであり、かつ、一審原告には責めに帰すべき事由はないから、納税者の信頼を保 護しなければ正義に反するといえるような事情があるということができ,したがっ て,本件各更正処分は信義則に反し違法である。

さらに、予備的主張として、本件において、判例の掲げる要件を満たさなくとも、ストック・オプションに係る権利行使利益について、課税庁において、約15年間にわたり一時所得として課税し、「回答事例による所得税質疑応答集」にその旨を掲載し、税務相談においても同様の回答をしてきたものであり、納税者には責めに帰すべき事由がないから、本件事案の具体的な内容を考慮すれば、信義則の法理によって、一審原告は保護されるべきである。

垤によって, 一番原言は保護されるべきである。 イ これに対し, 一審被告は, 次のとおり反論する。

一審原告の主張する内容では、未だ税務官庁による公的見解の表示があったということはできない上、一審原告の主張する各行為は、課税庁が権利行使利益について給与所得に当たるとの見解に立っていることを認識しながらされたもので、税務官庁による公的見解の表示を信頼してされたものではない。また、一審原告が主張する経済的不利益は、課税処分により税額が正しいものに増額されたことを意味するにすぎず、その主張する支出も課税庁の行為に起因するものではない。したがって、本件各更正処分には信義則違反の違法はない。一審原告の上記主張は、独自の見解にすぎない。

(2)判断

論の全趣旨によれば、ストック・オプション制度は、米国において、1980年代 (昭和55年)以降本格的に導入されるようになったものの、わが国においては、 未だ存在しなかった状況下で,課税庁が,昭和50年代に,外資系企業からストッ ク・オプションについて問い合わせを受け、権利行使利益が一時所得となるとの回 答をした先例はあるが、昭和60年当時、ストック・オプションを付与される者も 外資系企業に勤務する従業員等に限られていたことから、課税庁において、米国の ストック・オプション制度に関する正確な認識に乏しかったこともあり、ストッ ク・オプションが給与等に代えて付与されたと認められたとき以外は、権利行使利益が一時所得となると理解し、財団法人大蔵財務協会発行で、東京国税局直税部長 (平成4年版以降のものは、同課税第1部長) 監修、同所得税課長編による「回答 事例による所得税質疑応答集」昭和60年版には、外国親会社から子会社従業員に 対し付与されたストック・オプションの権利行使利益について、ストック・オプシ ョンが給与等に代えて付与されたと認められたとき以外は一時所得として課税される旨が記載され、平成6年版までの「回答事例による所得税質疑応答集」にも同旨 の記載がされていたこと、その後平成9年分所得税の確定申告期(平成10年2月 ないし3月)ころまで、一時所得としての申告が容認されていたこと、平成7年1 1月に、特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正により、我が国において初めて ストック・オプション制度が導入され、平成9年に、経済構造改革の一環としてス トック・オプションを一般的に導入する旨の閣議決定がされた後、同制度が商法改 正により本格的に導入されるに伴い、課税庁において、権利行使利益が一時所得で はなく、給与所得であるとの共通の認識が形成され、平成10年分の所得税の確定 申告期以降、給与所得とする統一的な取扱いがされるに至ったこと、そこで、平成 8年版(同年6月発行)「回答事例による所得税質疑応答集」では、平成6年版ま での前記の記載が削除され、平成10年版(平成10年7月発行)では、外国親会 社から付与されたストック・オプションの権利行使利益について、給与所得として 課税される旨記載されるに至ったことが認められ、一審被告にあっても、このよう な一時所得から給与所得への記載内容の変更は、その当時の課税庁の認識を反映し

はたいる。 一句で記述されている。 一句で認定をとりたい。 一句で認定をとりたい。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句で認定をといる。 一句である。 一句での。 一句では、 一句でで、 一句で、 一句である。 一句で、 一句で、 一句で、 一句である。 一句での。 一句である。 一句である。 一句である。 一句である。 一句での。 一句で。 一句で、 一句

また、一審原告は、一時所得であるとの公的見解の表示を信頼し、この信頼に基づき、納税分を差し引いた権利行使利益で自宅を建築することを計画していたに対かかわらず、約2億円もの税金を納めなければならなくなったために、業者を設計料及び違約金を支払って建築請負契約を解除したほか、上記自宅用土地を売し、その売却代金を追加納税の資金としなければならなくなったと主張し、その売却代金を追加納税の資金としなければならなくなったと主張し、それに入う一審原告本人及びその妻Aの陳述書(甲9、10)を提出する。しかし、それにようではあるが、たとえぞの具体的な事実は不分明ではあるが、たとえぞ更によるの陳述書によっても、未だその具体的な事実は不分明ではあるが、たとえ変更によるを認めうるとしても、本来の所得区分に認定された上、本来あるべき課税処分によりぎないのであるから、結局、一審原告が主張する経済的不利益は、課税処分により税額が本来納付すべきものに増額されたことを意味するにすぎず、未だ経済的不利益を被ったともいえない。また、自宅の建築計画に関する行為とそれに伴う支出に

ついてみても、単に課税額に対する期待に依拠したというに留まるものであり、納の必要について目算を誤ったにすぎず、加えて、本件ストック・オプションの行使は、米国マイクロソフト社の株価の推移状況を考慮して一審原告の経済の判断の表示を信頼したことによってされたという関係にはなく、したがいてもいり見解の表示を信頼した上記契約を締結したことやそれに伴う支出にできないても、であるいは課税庁の作出した状況に起因するものということはできであれば、一審原告が上記契約を締結した時期が、その時点におけるを解していたというものであることをすでに認識していたというれば、一審原告にあっては、後記のとおり、その時点に認識していたとがであれば、一審原告にあっては、後記のとおり、一番原告にあっては、後記のとおり、一番原告にあっては、後記のとおり、本でに認識していたより、うれば、一番原告にあっては、後記のであることをするに認識していたというものであるから、さらに因果関係を認めることをいう要請を犠牲にしておお、本であるから、さらに因果関係を認めることをいう要請を犠牲にしているということができない。

でお、一審原告は、平成9年分及び平成10年分の所得税の確定申告において、 税務職員の指導により、本件権利行使利益を株式等に係る譲渡所得に当とおりの 大きまでは、当該税務相談の態様、対応者の立場等が明らかでないから、 としても、当該税務相談の態様、対応者のと判断するのは困難であるとしても、当該税務相談の態様、対応者のと判断するのは困難である。 をもって直ちに公的見解が表では、平成11年分のが変更した。 では、中告自身認めるように、一審原告は、平成11年分の変更している。 では、本体では、本体では、本では、11年分ので変更した。 では、本体では、11年分のをである。 では、本体では、11年分のをである。 では、本体では、11年分のをである。 では、11年分のをである。 では、11年ののでは、 では、11年のでは、 では、11年ののでは、 では、11年のでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年のでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年ののでは、 では、11年のでは、 では、11年ののでは、 では、11年のでは、 では、11年のでは、 では、11年のでは、11年のでは、 では、11年のでは、11年のでは、 では、11年のでは、

そのほか、前記見解を信頼したことによって権利行使をしたとか、それによって予想に反する課税処分を受けたという以上に特別に経済的不利益を受けたことを認めうる具体的な立証はない。

エ 一審原告は、予備的主張として、本件については、上記の判例が掲げる要件を満たさなくとも、信義則の法理を適用すべき特別の事情があると主張するが、上記のほかに、一審被告の事情において信義則に違反し、一審原告の事情において特に保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情があることを認めるに足りる証拠はなく、信義則の法理の適用により、本件更正処分等を違法なものとして取り消すべきであるということはできない。

4 本件各更正処分及び本件通知処分の適法性について

本件権利行使利益は、前示のとおり、給与所得に該当するものであり、その余の一審原告の本件係争各年分の所得税の課税根拠については当事者間に争いがないので、これを前提とした一審原告の本件係争各年分の所得税に係る課税総所得金額及び納付すべき税額は、原判決別紙課税根拠表の各年分の課税総所得金額及び納付すべき税額欄にそれぞれ記載のとおりの額と認められる。

そして、これらの額は、いずれも本件各更正処分及び平成11年分の確定申告に係る納付すべき税額と同額又はこれを上回るから、本件各更正処分及び本件通知処分はいずれも適法である。

5 争点④ (本件各加算税賦課決定処分に係る違法の有無) について

(1) 当事者の主張 ア 一審原告は、本件各更正処分に係る納税申告には国税通則法65条4項にいう 正当な理由があると主張し、その根拠として、親会社から子会社の従業員等に付与 されたストック・オプションに関する課税関係については、法令や通達にも定めが なく、権利行使利益について一時所得とする見解にも一応の根拠があるといえる と、課税庁は、少なくとも平成10年分の所得税の申告期までの10年を超える期 間にわたり、多くの事案で、権利行使利益を一時所得として取り扱ってきたこと, 所得税課税事務を所掌する職員の名義で権利行使利益を一時所得に当たると見解 該所得に該当するとの指導を受け、それに従って申告していたことなどの事実を 摘し、また、一審原告が平成11年分の所得税について給与所得として申告したこ とについて、会計事務所の説明によって権利行使利益が給与所得であるとの認識を

ア 過少申告加算税は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告又は更正があったときに、課せられるものであるが、過少の申告について正当を担めるときは、その部分については課されない(国税通則法65条4項)。過少申告加算税の趣旨は、国税において申告納税方式を採用して、納税義務の確定を納税制度によっていることに照らし、適正な申告の実現を図り、もっとの本が利度に用を維持し、ひいては適正に申告納付して経済的制裁を課すことにある。 信用を維持し、ひいては適正に申告納付して経済的制裁を課すことにある。 信用を維持し、ひいては適正に申告納付して経済的制裁を課すことにある。 行に対して経済的制裁を課するとにあり、 管正申告又は更正があった場合であってあり、正当とのよびは、 であり、他であり、であり、正述されるのであり、正述される。 は、過少な申告にも正当理由があるときに限られるのであり、正述される。 は、過少に税額を申告することにつき、納税者の責めに帰するといるのは、過少に税額を申告することにつき、納税者の責めに帰するとにいる場合とは、過少に税額を申告することにつき、 がある場合とは、過少に税額を申告することにつき、 がある場合とは、過少に利益を申告することにつき、 がある場合とは、過少に利益を申告することにつき、 がある場合とは、 がある場合とは、 過少に利益を申告することにつき、 がある場合とは、 のが相当である(最高裁率のます))。

小本子で、 ・ 本名 で、 ・ 一 な で、 ・ 本名 の 下 と に 係 5 に の 5 に の 5 に の 5 に の 6 に の 6 に で 7 に の 7 に の 7 に の 7 に の 7 に の 7 に の 7 に の 8 に の 8 に の 7 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 8 に の 6 に の 8

一方、ストック・オプションに対する課税をめぐる当時の状況を見ると、確かに、前示のとおり、親会社から子会社の従業員等に付与されたストック・オプションに関する課税上の取扱いについて、明文をもって定めた法令や通達は存在せず、しかも、平成9年分の所得税の確定申告期ころまでは、ストック・オプションが行使されたことによって取得した権利行使利益について、一時所得とする申告が容認され、平成10年分の所得税の確定申告期以降から給与所得とする統一的な取りいが始まったのであり、同年3月ころまでは一時所得とする公的な見解があったのであり、同年3月ころまでは一時所得とする公的な見解があったのであるから、その当時に所得税の申告をする者にあっては、この見解に従うことにも一応の合理性があったということができる。告にあっては、平成9年分及び同10年分の所得税の確定申告について、当てはまる余地があるということができる。

しかしながら、一審原告にあっては、さらに以下の事情を認めることができる(甲10,乙45,46)。一審原告は、上記のとおり、平成9年分及び同10年 分の所得につき、平成12年6月27日に修正申告書を提出したのであるが、修正 申告前の同年4月から行われた上記各年分の所得の調査において、調査担当職員か ら、本件権利行使利益に申告漏れがあること(それぞれの確定申告において、本件 権利行使利益2億4771万円のうち1億8143万円、3億6791万円のうち 1億9708万円が申告されたに留まる。)に併せて,権利行使利益の所得区分が 給与所得であることの指摘を受け、しかも、一審原告は、平成11年分確定申告に 先立って行われた社内説明会において、会計事務所の説明によりストック・オプシ ョンに関する課税上の取扱いが給与所得とすることに変更になったことを知り、 れにもかかわらず、修正申告においては、平成9年分及び同10年分の本件権利行 使利益のうち,すでに譲渡所得として確定申告をした分は維持した上,申告漏れ分 を一時所得として申告し,平成11年分の所得について,上記のとおり,一旦は権 利行使利益について給与所得に該当するとして確定申告をしながら、平成13年1 月4日に一時所得に該当するとして更正の請求をしたことが認められる。なお、一審原告は、平成11年分の所得税について給与所得として申告したことについて、 会計事務所から、後に給与所得の見解が改められても更正の請求により給与所得と 一時所得の差額分の還付を受けることができると説明があったことによる旨主張す るが、一審原告が課税庁の権利行使利益の取扱が変更されたことを認識した事実を 左右するものではない。

以上の事実によれば、たしかに、一審原告が、平成9年及び平成10年にストッ ク・オプションを行使した時点においては,課税庁も権利行使利益が一時所得に該 当するとの認識を有していたのであるから、両年分の権利行使利益には同見解が適 用されると一審原告が考えたとしても不合理であるということはできないのみなら ず、両年分の所得につき、確定申告がされた時点では、一審原告においても、本件 権利行使利益を一時所得として申告することに肯きうる事情があると一応いうこと ができる。しかし、課税庁において適正な課税状況に改めることは租税の公平負担 の要請からしても、何ら非難されるべきではなく、一審原告において、当該権利行使利益について申告漏れが生じたことを機縁として修正申告をするに至り、しかも、その時点において、自ら給与所得であることを認識し、調査担当者からその旨の指摘を受けながらも、なお一時所得として申告していることは、修正申告の時点においては、一審原告においてもはや給与所得と申告することに正当な理由があるとは到底別が得ないよのである。 とは到底認め得ないものである。さもなければ,適正な申告の実現を図る機会を看 過することに帰し、ひいては、適正に申告納付しうる時期において適正に申告納付する者とこれを怠る者との間に不公平を生じうることになりかねないからである。 上記の事情は、後記のとおり、平成11年度及び平成12年度の申告や更正請求に おける一審原告の対応からも十分にうかがえるものである。なお、一審原告は、平成9年分及び10年分の所得税の修正申告において、本件権利行使利益の一部を譲 渡所得として申告しているが、これについては、前示のとおり、確定申告するに当 たり、税務署職員から、譲渡所得に該当するとの説明を受けたためであると主張 それに沿う上記陳述書を提出するが、一審原告自身認めるように、前示のとお り、一審原告は、平成11年分の所得税の確定申告に先立ち、ストック・オプション課税に関する国税庁の取扱いが変更して給与所得として課税されることになったことを知った上、同年分の所得税について、平成12年3月6日に権利行使利益を 給与所得として申告し、平成9年分及び平成10年分の所得税についても本件権利 行使利益の部分に申告漏れがあったことから、平成12年6月27日に両年分につ いて修正申告をしたことからすると、たとえ、以前に上記のとおり税務職員の指導 があったとしても、このことと給与所得に区分するとする課税庁の見解をすでに認 識した後にされた確定申告や修正申告との間には直接の因果関係はないというべき である。

次に、平成12年分の所得税の確定申告についてみると、前示のとおり、一審原告は、平成11年分の所得税の確定申告に先立ち、ストック・オプション課税に関する国税庁の取扱いが変更され、給与所得として課税されることになったことを知り、同年分の所得税については、平成12年3月6日、一旦は権利行使利益を給与所得として申告したにもかかわらず、翌13年1月4日に一時所得とする更正の請求をしたのであり、また、一審原告は、平成12年6月15日付の予定納税額の通知に対して、同年7月15日、権利行使利益について一時所得に該当するとして、予定納税額の減額の承認の申請をし、これに対し、一審被告から、同月28日付け

で、権利行使利益について給与所得に該当するとした上で、通知処分を受け、さい。 同年12月25日付けの上記予定納税の通知処分に係る異議決定においても、 本件権利行使利益を給与所得と該当する旨明示されながら、平成12年分の権利行 使利益について一時所得として申告したというのであるから、公的見解にもかかわ らず自己の独自の見解に従って申告したというべきであって、一時所得として申告 することについて客観的にやむを得ないと認めうる具体的な事情が存在するとは到 底いえず、国税通則法65条4項にいう正当な理由は認められない。

さらにいえば、正当な理由については、過少の申告がされた時点を基準に客観的 やむをえないと認めうる具体的事情の存否を判断すべきであるから、当該所得の 区分に過去に見解の相違があった場合であっても、その後当該申告の前に課税庁の 公的見解が表明されたり、課税庁の職員から当該税務申告の具体的な場面で新たな 指導があったときに、なおも従来の異なる見解に従って申告することを是認するこ とはできず、また、たとえ当該申告について不服申立ての段階にある場合であって も,適正な申告の実現を図り,適正に申告納付しうる時期において適正に申告納付 する者とこれを怠る者との間に不公平を生じさせない過少申告加算税の趣旨からみて、上記の結論を左右するものではない。また、納税義務の確定を納税者の申告に かからしめている趣旨からすると、しかも、権利行使利益の内容に応じて扱いが異なりうる余地があるとすれば、所得の源泉たる事実が明示されていることをもっ て、申告納税方式の目的が達せられているということもできない。 以上により、本件過少申告加算税賦課処分は、適法である。

第4 結論

以上の次第であって、一審原告の請求は、いずれも理由がないから、棄却すべき である。

よって, - 一審被告の控訴に基づき原判決主文1項から3項までを取り消して一審 原告の請求を棄却し、一審原告の控訴を棄却することとし、主文のとおり判決す る。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 門口正人

裁判官高橋勝男及び裁判官長秀之は、差し支えのため、署名押印することができな い。

裁判長裁判官 門口正人